

件名	愛媛県建築審査会条例等の一部を改正する条例
主管課	①建築住宅課 ②人事課 ③総務課
根拠法令等	①建築基準法 ②令和2年7月7日付け総務省自治行政局長通知「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」 ③地方公務員法第31条（服務の宣誓） 警察法第3条（服務の宣誓の内容）
内容	<p>【改正条例】</p> <p>①愛媛県建築審査会条例「(昭和25年12月26日条例第58号)」 ②職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年2月9日条例第5号) ③愛媛県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例「(昭和29年6月30日条例第29号)」</p> <p>【改正の概要】</p> <p>行政手続に係る押印原則の見直しに伴う、押印廃止の改正。</p> <p>①愛媛県建築審査会条例 第7条第2項に規定する会議録への押印を廃止し、署名のみを求める形式へ変更を行う。</p> <p>②職員の服務の宣誓に関する条例 職員の服務の宣誓に係る宣誓書様式の押印欄を削除する(様式(その1)及び様式(その2))。</p> <p>③愛媛県公安委員会委員の服務の宣誓に関する条例 愛媛県公安委員会委員の服務の宣誓に係る宣誓書様式の押印欄を削除する。</p>
施行日	公布日
	【その他参考事項】